

CAN DO

“可能性への挑戦”

第35号

金田会計事務所通信

【 刺激のある生活 】

新入社員がオフィス街にあふれるこの季節です。不安を抱えながらも新社会人としての希望に満ちた一步を踏み出しています。彼らと同じように私たちが初心に帰り、フレッシュな気持ちで日々取り組んで行きたいものです。

成功するための強い意思がなければ成果は現れません。成功する方法や理論を勉強することも大事です。それよりもまして成功者の体験を聞くことにより感銘を受け、自分の心を奮い立たせることも大きな意味があるでしょう。よき協力者とともにライバルの存在も大事です。しかし、1番の問題は私自身の心構えです。

ハーバード大学のリーダーシップの授業で、リーダーの失敗する主な要因としては「人から学ぼうとしないこと」、二つ目が「誰も相談する人がいないこと」と教えています。どんなに恵まれた環境が与えられてもこの二つが欠けている人は成功しないと説明しています。まさに外部環境の問題ではなく、自分自身の問題なのです。他者に責任を転嫁する生き方しかできない人は新しい一步ですら踏み出せないのです。要するに「謙虚さ」は成功の絶対必要要件になります。

大きな夢を持つことは大事ですが、まずは一步一步、勝てることから取り組んでゆきましょう。たった2時間の映画なら最初から大物との戦いに勝つことは素敵なことですが、人生は長いのです。小さな成果を積み重ねることに労を惜まず、必ず時が来ることを待ち望む姿勢を持ち続けることができるか、まさに「辛抱」こそが最大の準備になります。重荷に思うことはありません。「謙虚さ」や「辛抱」の先に、準備ができた満を持しての大いぐさに臨めることを想像し、気持ちを切らさないようにしましょう。

何度も跳ね返されるチャレンジ、混沌とした将来の見通し、最後の1ピースがどうしても埋まらないもどかしさなど、うっとうしい曇り空に似た現状かもしれませんが、周りを見渡せばなんと刺激に満ち溢れた世界ではないでしょうか？そう思えば気持ちも高鳴り、一つ一つにありがたみを覚えてゆけます。まずは今まで聞こえなかったことを聞くことから、見えなかったことを見ることから始めてみようではありませんか。この刺激ある世界に生きる者として。

扶養親族に関する税務

税務の世界で所得税は家族単位ではなく個人課税として申告納税を行います。しかし、扶養親族がある場合、様々な特例があり、整理して理解することが大切になりますので、今回のテーマとして取り上げたいと思います。

【扶養親族とは？】

扶養親族に該当するには以下の要件が必要です。

- ① その者の**配偶者**または**親族**であること
- ② その者と**生計を一**にしていること
- ③ その年中の合計所得金額が **38 万円以下**であること



(注) 生計を一にしているとは、必ずしも同居を要件としているものでなく、勤務、就学、療養等の都合により、別居している場合でも、常に生活費、学資金、療養費等の送金(**仕送り等**)が行われている場合も該当します。

【扶養親族の特例】

(1) 所得控除

① **配偶者控除**: 扶養親族に該当する配偶者がいる場合

⇒ **38 万円**(住民税では 33 万円)

70 歳以上の配偶者: **48 万円**(住民税では 38 万円)



② **扶養控除**: 配偶者以外の扶養親族

⇒ 16 歳以上の親族: **38 万円**(住民税では 33 万円)

・ 特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満の者): **63 万円**

(住民税では 45 万円)

・ **老人扶養親族**(70 歳以上の者): **48 万円**(住民税では 38 万円)

・ **同居老親等**(老人扶養親族のうちの同居者): **58 万円**

(住民税では 45 万円)



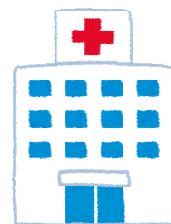
③ 障害者控除

⇒扶養親族のうち障害者がいる場合にその障害者一人につき **27 万円**(住民税では 26 万円)、**特別障害者**の場合は **40 万円**(住民税では 30 万円)の所得控除ができます。

④ その他控除の対象となるもの(雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦控除)

(注1) 生命保険料控除のみ生計一の要件は必要ありません。

(注2) 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除は控除を受けようとする本人が支払っていることが必要です。



(2) 自営業者が扶養親族へ払う給与: 事業所得の計算上は必要経費になりません。ただし**以下の場合には必要経費に算入できます**。

・青色申告者の場合(青色事業専従者給与)

① 専ら事業に従事する生計一にする親族(年齢 15 歳以上)

② 「青色事業専従者給与に関する届出」を税務署に提出すること

③ 労務の内容に照らして給与としての金額が相当とみられる金額

(注) 専ら事業に従事するとは: 事業期間の半分以上の期間、労務に従事していることなどをいいます。

・白色申告者の場合(事業専従者控除)

① 専ら事業に従事する生計一にする親族(年齢 15 歳以上)

② 事業専従者 1 人につき **50 万円**(配偶者なら **86 万円**)で次で計算した金額を限度とします。

その年分の事業所得の金額

事業専従者の数+1

(注) これら必要経費に算入した場合、その専従者は配偶者控除、扶養控除の対象とはされません。

(4) 扶養親族間の取引

④ 不動産の賃貸等による金銭の受け渡し

事業を行う者が扶養親族が所有している不動産に対して家賃又は地代を支払った場合
⇒家賃又は地代は**必要経費となりません**。また、受け取った扶養親族側の収入にもなりません。

ただし、固定資産税を負担した場合はその固定資産税は必要経費となります。

⑤ 不動産売買の特例適用の制限

扶養親族間の不動産売買取引については特例制限があります。

- ・居住用不動産の **3,000 万円控除**
- ・居住用不動産の長期譲渡所得の **軽減税率**
- ・特定居住用財産の **譲渡損失の損益通算及び繰越控除**
- ・特定居住用財産の **買換え・交換の特例** 等

(注) 扶養親族でなくとも、配偶者及び直系血族や事実婚など特別の関係にある者なども特例制限を受けます。

紙面の制限上、一部割愛、簡略化したものもあります。扶養親族に限らず、親族間の取引については注意しなければならないことが多いため不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

